

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：茨城県
農業委員会名：茨城町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,370	2,610				4,980
経営耕地面積	1,897	1,497	1,111	233	153	3,394
遊休農地面積	79	135				214
農地台帳面積	1,881	3,930				5,811

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,029
自給的農家数	648
販売農家数	1,381
主業農家数	374
準主業農家数	162
副業的農家数	835

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,561
女性	2,221
40代以下	1,516

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	231
基本構想水準到達者	53
認定新規就農者	4
農業参入法人	18
集落営農経営	14
特定農業団体	
集落営農組織	14

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,090.0 ha	1,429.1 ha	28.08 %
課 題	担い手への集積は徐々には進んでいるが、農地が分散している傾向にあり、作業効率が良好とまではいかない状態である。担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用し集積を図る。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
1,569.1 ha	1,470.2 ha	41.1 ha	93.70 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・広報紙等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知と募集を行い、3月、6月、9月、12月を基本に公告を行う。担い手への農地集積を農地中間管理機構を活用しながら集積を図る。 ・町農業部門、茨城町農業公社との連携を強化し、拡大意向のある担い手圃場周辺を中心に、農地所有者の意向確認を進め、農地集積・集約を進める。
活動実績	・利用権設定の制度周知及び農地中間管理機構による地域集積協力金等の助成制度の周知を図った。 ・担い手を対象に行った農地利用意向調査をもとに、委員による利用権設定の推進に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当なものと考える。
活動に対する評価	利用権の契約期限を迎える方への更新手続きを促す通知文の発送等により、中間管理事業への移行を促してきた。今後も、拡大意向のある担い手圃場周辺を中心に、農地所有者の意向確認を進め、農地集積・集約を進める。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	5 経営体	0 経営体	1 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	5.5 ha	0.0 ha	0.9 ha
課題	農業政策課、町農業公社及び農協・普及センターと連携し、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起しを図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
3 経営体	0 経営体	0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
3.0 ha	0 ha	0 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	通年、新規就農相談を行い、青年就農給付金の活用など農業政策課、町農業公社及び農協・普及センターと連携して、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起しを図る。
活動実績	関係機関(町農業政策課、町公社等)と連携し、新規就農希望者へ情報提供を行い就農定着に向けた活動を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年度当初の目標には及ばず、実現までには至っていない。
活動に対する評価	今後とも関係機関と連携・情報共有し、意欲ある新規参入者への農地あっせんや情報提供等を積極的に行い担い手の育成に繋げていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年12月現在)	管内の農地面積(A) 5,249.8 ha	遊休農地面積(B) 262.0 ha	割合(B/A×100) 4.99 %
課 題	担い手の高齢化や後継者不足、相続等により農家以外の者が農地を取得することによる耕作放棄地の増加対策が課題。また、耕作放棄地化する立地的な原因を解消するため、土地改良や面的集積の推進が必要と考える。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標① 70 ha	解消実績② 47.8 ha	達成状況(②/①×100) 68.29 %
----------------	------------------	--------------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		25人	6月～8月	8月～9月	
農地の利用状況調査	調査方法	・管内全域を5地区に分け農業委員等が調査を実施する。 ・遊休化している場合は、耕作放棄地の区分や状況を地図等に記録する。 ・遊休農地の所有者等に今後の農地利用に対する意向調査及び農地の適正な利用の指導等を行う。			
農地の利用意向調査	調査実施時期	10月～11月			
活動実績	他の活動	地元農業委員及び農地利用最適化推進委員による口頭指導の実施。			
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 48人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 8月～10月	
活動実績	農地の利用意向調査	調査実施時期 12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月	
		第32条第1項第1号 調査数：2,485筆	第32条第1項第2号 調査数：筆	第33条 調査数：筆	
		214.2 ha	調査面積： ha	調査面積： ha	
	他の活動	地元農業委員及び農地利用最適化推進委員による口頭指導の実施。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	前年度に比べ20ha増の目標設定としたものの、解消面積が前年度を若干下回ったため、目標には及ばなかった。
活動に対する評価	利用状況調査前に委員に対して調査方法の事前説明を行い、十分な情報共有に努めた。今後とも、農地パトロールによる早期指導を実施し、遊休農地の解消に努める。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月末現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,090.0 ha	1.8 ha
課 題	違反転用の防止及び解消に向けた違反転用パトロールの実施。 また、各農家に対しパンフレット等により違反転用防止に関する啓発を行う。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.8 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の発生防止に向けた取組 ・違反転用を防止する啓発監視活動として農地パトロールを実施する。 ・農地法の周知に努める。 違反転用に対する指導 ・違反転用の疑いのある農地について、地域ごとに整理し違反転用者には、個別に是正指導を行う。
活動実績	・農地パトロールの実施 ・農地転用制度等に関する広報紙等への掲載による周知活動(随時) ・違反転用実施者への指導(随時)
活動に対する評価	今後とも新規発生防止に向けた活動を継続していく。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等
詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:96件、うち許可96件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書および添付書類について聞き取りながら確認するとともに、担当地区的推進委員及び農業委員による現地調査を実施している。					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	事務局より議案説明後、担当地区委員による説明を行い、許可基準、関係法令に基づき審議している。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		96 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の閲覧					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	16日		
	是正措置						

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:59件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類の確認を行うとともに、農業委員2人と事務局職員とで現地調査を行っている。また、添付書類をもとに、農地区分を判断し、実現性や周辺農地への支障の有無を確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局より議案説明後、担当地区委員による説明を行い、審査基準に基づき審議を行っている。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録の閲覧			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	18 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	17 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	15 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	14 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	1 法人
	提出しなかった理由	
農地所有適格法人の状況について	対応方針	引き続き法人の状況を確認するとともに、電話等により制度を説明し、催告する。
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 242 件	公表時期 令和4年1月
		情報の提供方法:ホームページ及び農業委員会報、農業委員会窓口に備え付け	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3,019 件	取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページ及び農業委員会報により情報提供	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,811 ha	
		データ更新:住民基本台帳及び固定資産台帳との突合、農地の利用状況調査結果、相続等の提出、農地法の許可及び農地利用集積計画に基づく利用権設定等を反映し随時更新。	
		公表:全国農地ナビにて公表	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	〈要望・意見〉
農地利用最適化等に関する事務	〈対処内容〉

	〈要望・意見〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

ホームページで議事録を公表していることを周知し、事務局窓口で縦覧に供している。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先: 茨城町長、茨城町議会議長 意見の概要: 1 担い手への農地利用の集積・集約化について 2 農業の担い手の確保について 3 町農業施策の活性化について
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--